

令和9年3月新規中学校等及び高等学校等卒業者の就職に関する「申し合わせ」が決定しました。

～ハローワークでの求人申込みは6月1日から開始します！～

茨城労働局では、新規学校卒業者の就職機会の確保を始めとした、地域の状況等を踏まえた就職支援・職業紹介が円滑に推進されるよう、関係者による連携体制を確保し、必要な事項の連絡・検討・協議等を行い、新規学校卒業者に対する援助・指導の拡充を図ることを目的とした、「令和7年度第2回茨城県就職問題検討会議」を令和8年3月18日に開催しました。

令和9年3月新規中学校等及び高等学校等卒業者の就職問題について協議した結果、早期選考など行き過ぎた求人活動を戒め、更に正常な学校教育の維持と適正な職業紹介の円滑な推進を図るため、下記事項を厳守するよう関係者に周知徹底することを申し合わせました。

		新規中学校等卒業者	新規高等学校等卒業者
① ハローワークでの求人申込	A：受付開始	令和8年6月1日以降(中学校は受理開始) (ハローワークで内容の確認※)	
	B：求人提出企業への返戻開始	—	令和8年7月1日以降
② 学校推薦・企業選考等	学校への求人申込	—	令和8年7月1日以降 (ハローワークにおける求人受付・確認後※)
	企業による学校訪問	—	ハローワークの確認を受けた求人票を学校に持参又は郵送する。(訪問時に必ず学校と連絡調整を図ること。)
	企業による家庭訪問	全面禁止	
	学校の推薦開始	令和9年1月1日以降	令和8年9月5日以降 (文書到達主義) ※9月5日から一人二社の応募・推薦を可能とする (ただし、求人者が複数応募を希望する場合に限る)
	企業の選考開始	令和9年1月1日以降	・令和8年9月16日以降 (令和8年10月1日以降も一人二社の応募・推薦を可能とする。但し、就職面接会においては、2社以上応募可能)
就業開始 (名目の如何を問わず)		令和9年4月1日以降	卒業後

※就職慣行である「一人一社制」は、令和6年度高等学校卒業者より『9月5日以降(文書到達主義)一人二社まで応募・推薦を可能とする』へ変更しており、令和8年度も同様の申し合わせに決まりました。

●全国高等学校統一用紙(応募書類その1)「履歴書」の記入方法について

求人者の意向を踏まえて「①手書き記入、②パソコン入力、③どちらでも可能」のいずれかを選択し、求人票に記入することとしています。

●6月1日から県内ハローワークへ高卒用求人申し込みを開始する企業の皆様は、求人票の記入方法を確認の上、ご提出ください。

(※)ハローワークの確認を受けた中卒・高卒用求人票によらない求人申込みに対しては、中学校・高等学校は生徒の応募・推薦を行いません。

◎詳しくは、茨城県内各ハローワークにお尋ねください。